

一般国道17号(高崎道路)改築工事
地内埋蔵文化財発掘調査報告書

下之城条里遺構の調査

財團 法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団

1368
No. 98-

8 + 12月16日

文化財
国保管

01-352
61
(14)

下之城条里遺構の調査

序

秀峰様名の山麓が関東平野へ移行する高崎市東部は豊かな水と発達した台地で、原始古代から生活の舞台となっていました。近年の発掘調査規模の拡大と調査対象のひろがりは、従来の遺跡に対する考え方を変化させるまでになってきています。

その顕著な例が水田跡の発見で、特に井野川流域における水田跡は鍵層である火山噴出物との関連が明確なことから、全国的に注目されています。

下之城条里遺構は早くから方格区画が注意され、条里水田として注目されました。この一画を国道17号倉賀野地区の交通渋滞緩和のため計画されたバイパスがよぎることになりました。県教育委員会と協議の結果、当事業団が建設省の委託を受けて発掘調査を実施することになりました。

その結果、予測どおり、現況区画の下に古代条里に沿った畦畔、溝に画された水田址を検出し、更に中世末の城址の一部をも調査しました。

ここに報告する調査結果は、ごく限られた部分の調査に過ぎませんが、今後の調査研究に生かしていただければ幸いです。最後に本調査に多大なご尽力をいただいた地元はじめ関係者のみなさんに感謝申し上げ序といたします。

昭和 56 年 3 月 30 日

財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団

理事長 清水一郎

目 次

序 文

I はじめに	1
II 現況区画と条里造構	3
III 発掘調査の内容	4
(1) 標準層序	4
(2) 条里制造構	5
(3) 条里区画の復元	8
(4) 中世城館址関係の遺構	9
(5) 出土遺物	18
(6) 下之城遺跡の時期	21
IV まとめ	25

挿図目次

1 下之城遺跡周辺の遺跡	9 3号掘立柱建物
2 下之城遺跡周辺地籍図	10 4号掘立柱建物
3 土層断面図	11 5号掘立柱建物
4 発掘区実測図	12 6・7号掘立柱建物
5 条里復元図	13 溝断面実測図
6 下之城掘立柱建物群全体図	14 出土遺物 I
7 1号掘立柱建物	15 出土遺物 II
8 2号掘立柱建物	16 下之城城址

I はじめに

近年の車社会は、県内各地に於て交通渋滞をひきおこし、社会問題化してきている。その一つに、一般国道17号倉賀野地区内における渋滞がある。建設省はその解消のため、高崎市倉賀野北部地区を通り、倉賀野駅西で高崎線をまたぎ、17号に接続するバイパスの建設を計画した。

しかし、倉賀野周辺は早くから条里造構の存在が確認されていた地域で、バイパスもその一画をよぎるため、その発掘調査を事前に実施する必要が指摘されていた。昭和53年度に入って3年未の懸案となっていた本地区的発掘調査について県教育委員会は建設省と協議し、群馬県埋蔵文化財調査事業団に発掘調査を委託することになった。

委託を受けた事業団は、昭和54年1月から調査を開始し、同3月に調査を終了した。その要項を摘要すると次のようである。

- 1 事業主体 建設省（高崎工事事務所）
- 2 発掘主体 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 3 発掘担当 長谷部達雄（調査研究員）
- 4 調査期間 昭和54年1月9日～3月24日
- 5 発掘面積 2,600m²

群馬県における条里制に関する研究は従来みるべきものがなかった。近年、開発の大規模化に伴ない、調査対象も拡大し、特に低地の調査が進行していく中で水田址の調査が盛んとなるに従い、水田の発見が相次ぎ、更に官街造構を含めた調査の中で条里制に対する関心もようやく高まってきた。

また、一方で県史編さんが企画され、その中で条里制を対象とする研究も進展しはじめてきた。この研究には二つの方向がある。その一つは、航空写真、地籍図による現況からのアプローチであり、もう一つは、発掘調査の結果からみる考古学的アプローチの二方向である。特に後者の立場に立つ研究方向が、いくつかの発掘調査の結果をふまえて資料の蓄積がはかられていくものとみられる。

倉賀野条里造構をとりまく環境についてみる。まず、地形的な面からみると、榛名山に源を発する西を鳥川、東を井野川にはさまれた高崎市南東郊の台地上に位置している。ここは榛名山麓から伸びた洪積台地上の平坦面にあたる。周辺の微高地には畑、低地には水田が開かれ、変化のある景観を呈している。

遺跡の分布をみると主として鳥川・井野川流域に顕著で、特に弥生時代以降の遺跡がめだつ。井野川流域の西岸の二段の河岸段丘の内、岩鼻、綿貫、大類の下段、台新田、栗崎・柴崎の上段々丘に特に遺跡が集中する。浜尻遺跡は弥生中期から古墳時代にかけての遺跡で、類例は今後流域に更に発見されるであろう。また、古墳は元島名将軍塚（前方後方墳）、蟹沢古墳（正始元年銘鏡出土）等の前期古墳、不動山古墳（前方後円墳）等がこれに続き、更に、觀音山古墳をはじめとする綿貫古墳群の形成される後期古墳へと続く。それ以後については、遺物は散

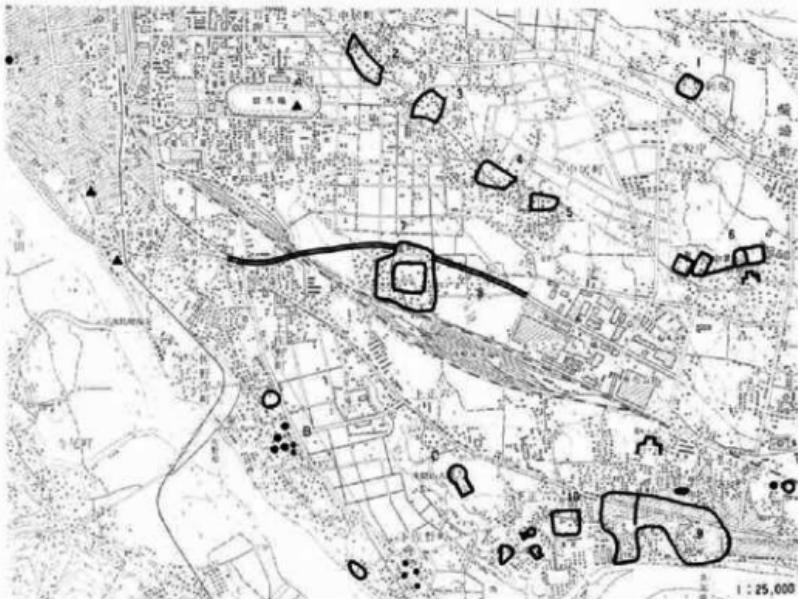
見されるが明確なものは調査されていない。

烏川左岸では流域沿いに竜見町、競馬場、巾などの弥生中期後半の遺跡が顕著で、次いで、正六古墳群に前期古墳の浅間山、大小鶴巻古墳等の大型墳が登場する。これに引き続いて下佐野を中心として後期の群集墳が形成される。

奈良平安時代の集落については調査地点の東南2000mで穴池遺跡が調査されている。微高地に當まれた集落で古墳時代前期から継続する集落である。また、東2000mには下大類遺跡があり、同様な内容を示している他は近接する遺跡は今のところ確認されていない。

中世以降に入ると周辺は城館址が密集する。図に示した城館址は主として戦国時代に上杉・武田氏の争乱の場となった際のかかわりをもつものがほとんどみられる。

下之城址は調査区内（村内・村北地区）に一部がかかる。室町期から安土桃山時代にかけての城で四方連郭構造から圓郭式に改修されたという。東西90m、南北100mで本丸及び周塙の一部が確認される（群馬県古城型址の研究）。今回の調査で検出した大溝はその位置からすると北限のものと思われる。



挿図1 下之城跡周辺の遺跡

- | | | |
|------------|------------|-----------|
| A 競馬場遺跡 | 1 高井屋敷跡 | 6 矢中七騎の遺跡 |
| B 下佐野古墳群 | 2 反町屋敷跡 | 7 下之城址 |
| C 浅間山古墳 | 3 中居の砦址 | 8 下之城遺跡 |
| D 大鶴巻小鶴巻古墳 | 4 下中居環濠宅址群 | 9 倉賀野城址 |
| | 5 下中居環濠宅址群 | 10 倉賀野西城址 |



図2 下之城遺跡周辺地籍図

この他、濠や土居をめぐらした館址（1、2、4、5、6）砦（3）、城址（7、9、10）等の中世遺構が認められている。館址は1辺100mほどの濠に囲まれたものが多く、現在もその形態をのこしている。城址はすべて平城でその形状は一応現況から推定されている。

II 現況区画と条里遺構

現況区画を地籍図でみると押図2のようである。この内、畦畔、道水路の走向を基準にした方格区割をみると東西16+3、南北27区画が、ほぼ同一基準で区画されていることがわかる。その各1区画は112m～96mほどの長さをもち、これが条里区画と関連する数値を示していることは明らかである。

まず、この条里区画がいかなる範囲にあるかをみると、東西16+3、南北27区画を現状で推定できる。この範囲で基準として考えられるのは溝（水路）A・Bである。18のライン以北では、両溝ともほぼ平行して走り、これが人工的な溝であることを示している。坪や里的境界線が水路である場合が多いという一般的の傾向に従えば、下之城地区的条里区画の西限を示すものとしてとらえられよう。これは地形的にみても自然であり、西側のやや高い部分に水路を設け、東南方向に灌漑したものであろう。

東限については明確なものは見当らない。ただ、レラインおよびネラインに小さい水路が走り、それが条里区画に沿う傾向をみせることが指摘できる。更にネラインの東側は方向の異なった東西方向の区画が明瞭に残る。

北限についても明瞭な区画はない。ただ、C溝以南には南からのびる3方格が確實に達している。南限については浅間山古墳東南までのびて道路がほぼ東西に走る。これ以南は方格区画は全く現況では認められない。

周辺の状況でみるとC溝とD溝ではさまたれた部分には15°Eの走向をもつ畦畔が確認できるが、規模がやや大きく125mほどの区画をもつ。また、ネラインの東側にも15°Eの走向をもつ区画が想定される。更に、A溝西側には4°Eの走向をもつ区画があり、中央の方格区画と区別される。

各水路部分の周辺は、B、Cの部分で氾濫をみせたものと考えられ、特にB水路の下流では、氾濫原をはさんで両側に軸線の通る方格区画がある。これでみると明らかに浅間山古墳ののる台地は条里の区画からはずされており、そこまで及んでいない。

C水路も扇状に下流にいくに従い、方格の乱れが広範にわたり、条里区画を乱した可能性がある。C水路の走向からみて、23ラインまでが当初、条里区画巾にあり、その西および南側は条里区画を削られたものとみられよう。このことは、一旦氾濫により荒廃した田は、再び開かれた際、必ずしも旧条里の規制を受けなかったと考える証左となるかも知れない。

周辺の走向の異なる畦畔、道水路はどう考えべきであろうか。これが明らかに異なる条里の存在を裏づけるものであれば、この条里は中央部とは異なる時点で開かれた可能性がある。

条里周辺部における耕地拡大の方法として検討されるべきであろう。

中世に入って築かれた、下之城址もこの条里の規制を受けたものとみられ、全体としてはほぼ方3町の区画をもっていたものと推察される。ただ、従来いわれてきた境域について、北限は今回の調査の結果、やや北に伸びる可能性を示している。

いずれにしても、下之城地区の条里は東西3里、南北4里の範囲に及ぶものであるとみられる。

一方、坪内の区割りについてみると現況では判断つきかねるものが多いが、いくつかについて、その傾向を指摘することができる。即ち13ライン以南では坪内を南北、東西に長く区割りをしている傾向がみられ、特に9一カでは南北方向に5等分され、その西の9—7では10等分に近い細長い区割りがみられる。全体的にみて、これが「長地型」であるか「半折型」であるか即断できないが、傾向としては前者の型が多いとみられる。しかし、個々に検討していくには、全体的には、両者の混合型態を考えざるを得ないであろう。

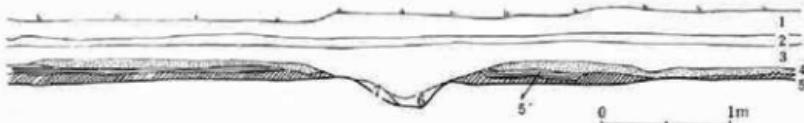
III 発掘調査の内容

(1) 標 準 層 序

水田部分における標準層序は図のようである。表土の耕作土は天明3年の浅間A軽石粒を混入した褐色土である。2層もA軽石を混入しているが、鉄分の沈着が認められる典型的な水田土壤である。3層の灰褐色粘質土は比較的厚く堆積し、しかもほぼ上面が整っていることから水成堆積によるものとみられる。

4層は褐色鉄分沈澱層で水田土壤である。この中には浅間鉢源のB軽石(1108年)が混じり、その下面にB軽石の灰色純堆積層が5層を形成している。その層の直下に条里水田があり、おそらく軽石降下時に一旦廃棄されたものとみられる。水田下の様相は水成ロームとなる。

その層厚は1層(褐色粘質土層)18cm、2層(黒褐色土層)8cm、3層(灰褐色粘質土層)15cm、4層(褐色土層)7cm、5層(B軽石層)5cmほどで表土層から条里水田址までは50cm内外の深さになっている。



挿図3 土層断面図

- | | |
|------------------|--------------------|
| 1 水田耕作土 (A軽石を含む) | 5 B軽石純層 (下面が水田面) |
| 2 鉄分沈澱層 A軽石含む | 5' B軽石を含む灰褐色土で鉄分沈澱 |
| 3 灰褐色粘質土層 | 6 灰褐色粘質土 砂を混ぜる |
| 4 鉄分沈澱層 B軽石を含む | 7 灰褐色粘質土 |

(2) 条里制遺構

現況区画でみる限り、条里の区画が想定されたが、発掘区は路線巾内に限定されていたため、十分な成果は予測できなまま発掘調査に入った。

24mの路線巾の両端の20mピッチの巾杭を基準に両側に、巾1.5m、長さ9mのトレーナーを設定し、発掘区全域に及ぼした。その結果、ほぼ600mに及ぶ区間で鉄分を沈殿させた水田土壤を検出した。

そして、これが1108(天仁1)年浅間山を給源とするB軽石層におおわれていることから、この水田が平安後期に存在したものであることを確認した。

この水田面には、畦畔、溝、耕作痕、足跡等が検出され、それらの走向、区割り等を検討することによって、この水田面が条里水田であるか否かの判断をする資料が得られる見通しをもって路巾両側端に1.5m巾長さ約600mの連続トレーナーを2本設定し全掘した。また、その結果、特に重要と思われる部分については路巾内で拡張する方針で調査にあたった。

畦畔、溝等の走向

畦畔の走向は概して、現況の畦畔の走向と合致している。しかし、全く現況と重なる部分は少なく、ほとんどが、平行スライドしているものが多い。この中で、水路部分は現況と合致することが多く、とりわけ大型の水路では重複率が高い傾向が指摘される。

各St Noは20mピッチで表示したが、それぞれの地点にみられる特徴を概略記すと次のようである。

St No167~171地点

現況でNo171地点を通る道路部分の走向に平行する南北方向の畦畔が4本、直交する東西方向の畦畔が5本検出された。また南北方向に2本検出されている。これらの走向はほぼ磁北に対し6°~Eの方向を示し、現況の畦畔と走向を同じくしている。

St No171~176地点

南北方向の畦畔は7本、東西方向は2本確認された。特に174地点の畦畔は他と大きく方向がズレていて、厳密には東西方向は1本である。これら畦畔の内、その巾の広さから大中小に区分すれば、大(30cm内外)1、中(20cm内外)2、小(10cm内外)3である。更に溝(水路)とのかかわりでみると172地点で両側を畦畔ではさまれた溝があり、後に条里復元で問題とする大区画に関与するとみられるものもある。その他に173地点に畦畔と溝の平行するものが2本ある。

溝はこの区では完全に現況と重なり、地上の改変によても、この溝はあまり移動することがなかったことを物語っている。各々の畦畔の方向は6°~E前後で、前項の地点と同一である。

St No176~180地点

南北方向5本、東西方向3本の畦畔があり、規模からすると大0、中1、小7である。溝は南北方向に4本、東西方向は1本で共に巾10cm内外である。ただ、179地点では両側を溝で面さ

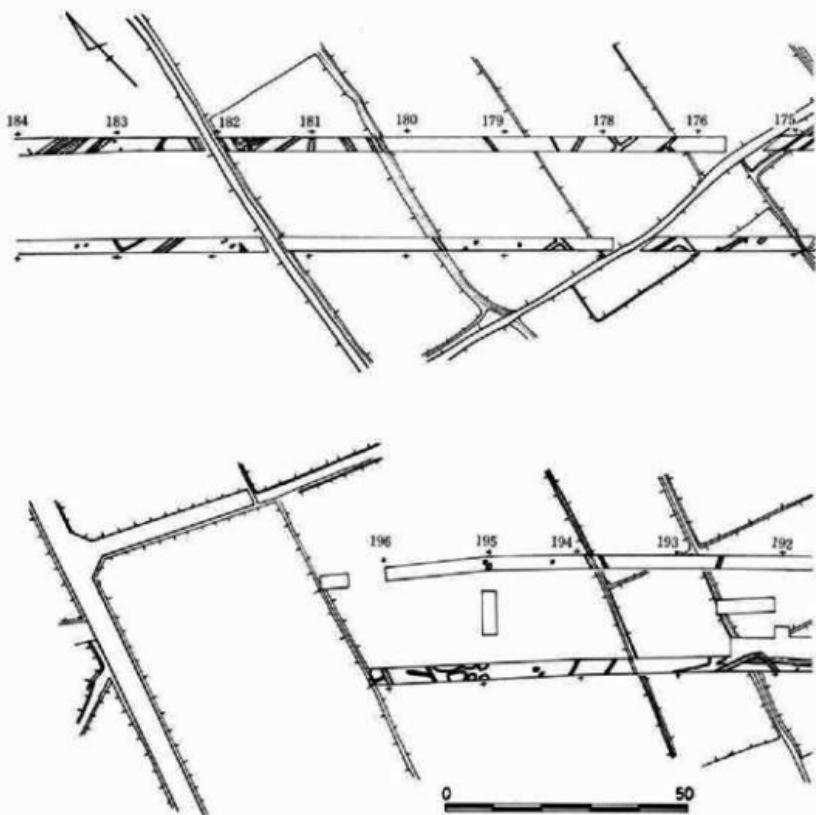
れた珪畔が確認されており、他の様相と異なっている。

各遺構の走向は 6°—E 前後で 177、180 地点で方向の異なる珪畔を検出している。

St No.180～185 地点

179～181 地点は、別紙掘立柱建物群が検出され、全掘した部分である（別掲）。掘立柱建物群は中世末ごろのものとみられ、周辺に下之城址が推定されており、その一角を掘り当てたものとみられる。

そのため、他地点とは様相が大きく異なっており、比較的大きい溝がほぼ現況地割と平行し



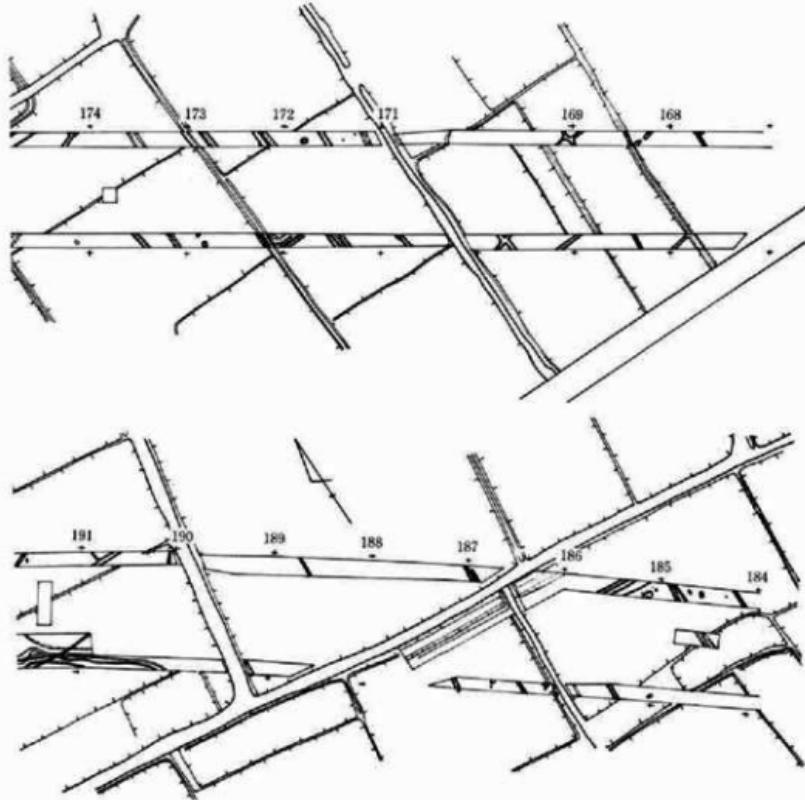
挿図4 発 挖 区 実 測 図

て検出されている。これらの溝のいくつかは中世に属するとみられる。

しかし、これら中世の溝も大きくみると現況地割りに組みこまれた形で、中世の時点でも、全体的には条里区画の制約を受けていたものとみられる。水路、畦畔の走向は6°—E前後と他地点と変化ない。

St No.185～190地点

185地点を東西によぎる大溝は城址関連のもので埋土に水田面に認められるような浅間日軽石（1108年）の純堆積は認められない。溝は巾3m、深さ1.45m前後の断面U字形を呈する。



この溝の南側は城館址中に含まれるためか、畦畔の痕跡はほとんどない。中世の時点で整地されたものであろう。

St No.190～195

この部分も現況の改変が著しいためほとんど条里の痕跡を止めない部分である。わずかに溝の痕跡がのこる程度で、他の部分と走向を異にする溝が数条認められるのみである。

(3) 条里区画の復元

発掘区が限定されているため、条里区画の復元も、おのずから限界がある。しかし、畦畔、溝等の走向がほぼ統一され、その規模に大小があることから、しいて条里の地割を割り出すことも可能である。

そこで、条里区画を割だす基準として、次の点に留意して作業を進めた。

- 1) 南北方向の畦畔、道水路
- 2) 畦畔、道水路の規模
- 3) 尺度（完尺値の倍数）
- 4) 従来の研究成果
- 5) 後世の改変が加わらない地点

その結果、次の点が指摘でき、それに基づいて区画の基準線を想定した。

- 1) 現況区画の上からみても道路と水路が平行する179～180地点の中間を通る線は、下層水田面に水路、畦畔が平行する。
- 2) 1)と平行する同様な構造は172～173の中間点に認めることができる。
- 3) 1)、2)の間隔は芯心で123m内外である。道水路部分を別にすれば111.4m内外である。
- 4) No172～180地点の中間に水路（巾1m内外）が入り、ほぼ55mの位置にくる。これは3)の区画を2分している。
- 5) 小畦畔はこの区画を更に小区画に区切るかが、この走向は南北方向の区画が量的に多い。

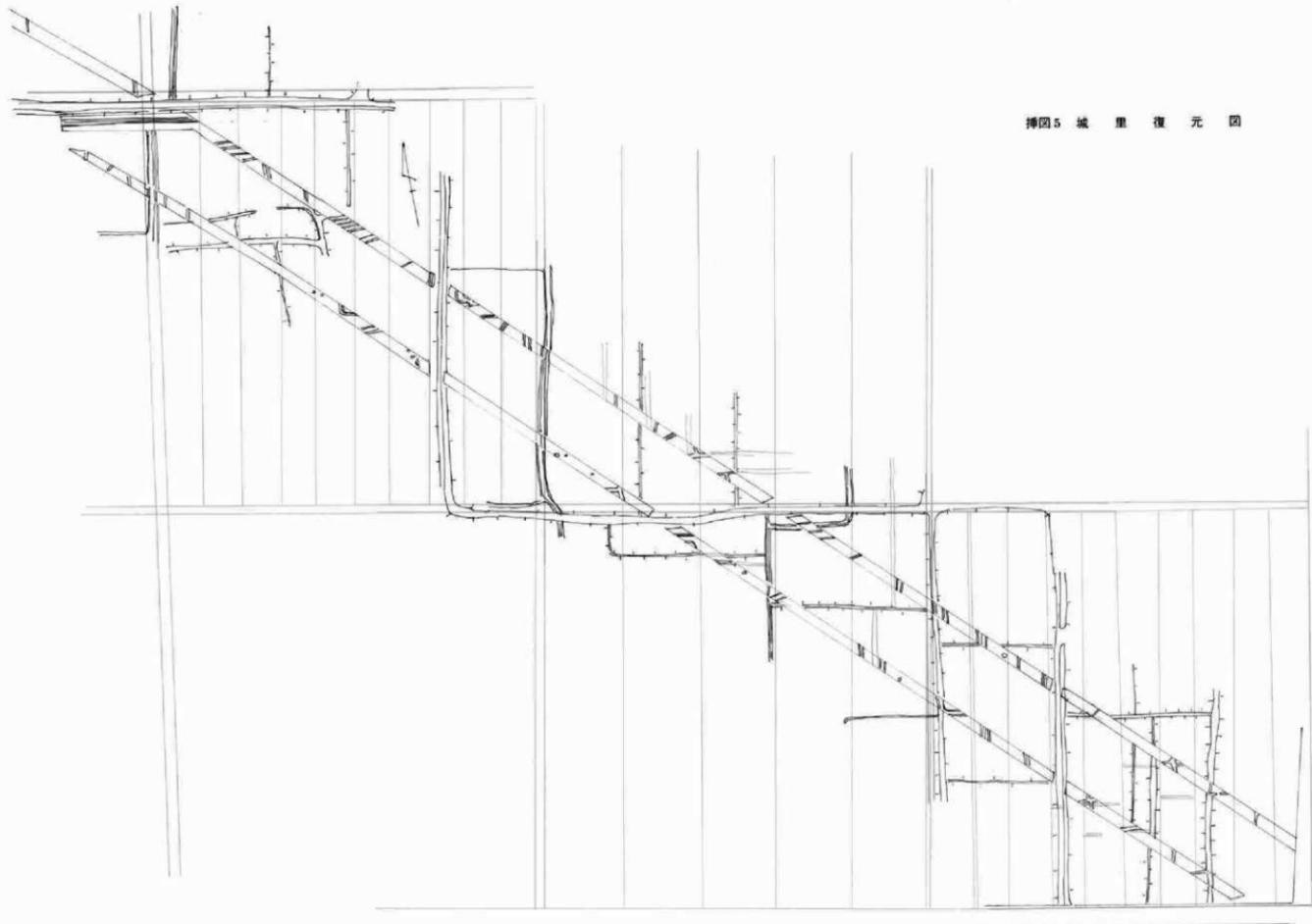
以上の基準から調査の全体をみると、後世改変があったとみられるNo180地点以東ではほぼ条里区画の存在が想定できそうである。その条里を調査結果に基づいて復原すると図5のようになる。

これでみると南北区画は調査結果から類推できるものの東西区画については、現道部分を掘開できない実情から復元が困難である。そこで一応、調査区の175地点を通る道路部分に着目した。

この道路は巾2mほどではほぼ1町区画に想定した線に直交する。更にこの道路から南約106mの地点には現道が同一走向で走る。したがってこの方格は東西110m、南北108m内外と、ほぼ方1町の規模を有していることになる。

更にこの大区画を分割する地割りは区々で規則性に乏しい、ただ敢えていえば、南北方向が、東西方向の畦畔より顕著であること、検出された畦畔と畦畔の巾が8～12mほどのものが大部

擇圖5 城 里 複 元 図



分で、方1町を分割するに際して1辺を10等分した可能性が強いことが指摘される。これが認められるとすれば、本条里は長地型の地割を施した可能性が極めて強いといえよう。

以上の所見からすれば

- 1) 道水路が坪や里の境界になっていた可能性が強いこと
 - 2) 里の1辺が108~110m内外と想定できること
 - 3) 里の中の地割りは長地型であったが後に改変したらしいこと
 - (4) 特に道水路部分を中心に条里区画が強く残り、その意味においては、現況の区割りも条里遺構と関連すること
- が指摘された。

しかし、この想定も、発掘が一部に限られ、その結果からの推定であることを断っておきたい。

(4) 中世城館址関係の遺構

St No180地点を中心に検出された柱穴群を中心にトレンチを拡張した。その結果、7棟以上の掘立柱建物を検出した。また、これら建物と走向を同一にとる溝も検出されている。

掘立柱建物群

7棟の建物は2群に分けられる。即ち、1~4号掘立と5~7号掘立柱建物である。両群の間には約8mの空閑地があり、広場として利用されたものと思われる。

棟の走向はほぼ輪線が東西南北を示し、内訳は東西棟3、南北棟4棟である。その掘立群を画すように両側を浅い溝が南北に走っている。この溝は巾60cm、深さ6cm内外の浅いもので、溝の中央から中央まで21.8m内外である。

この溝の1号掘立柱建物の左側の方形突出部からは古銭が出土しており、一応建物群との関連を示している。しかし、一方では、その間隔が1町の半分に近似していることからすると条里遺構の区画と関連するものかも知れない。とすれば、古銭の出土は溝上に掘られた長方形土塙からということになる。

また、溝に沿ういくつかのピットも溝の潤にかかるものと、溝中に入るものの二つがあり、掘立柱建物群との関連はまだ確定しかたい面もある。

以下、掘立柱建物の各棟について簡単にふれることとする。

1号掘立柱建物

北群の西に検出された南北棟で、主軸方位はN-4°-Wで、柱穴は梁行1間、桁行西側3間、東側2間の変則である。柱間も1.8-2.7-1.2mと区々である。おそらく間取りからくるものであろう。東側桁行柱間も2.1-3.3mである。南妻側の2つのピットは、この建物に付属するか否か明らかでない。

この一群の中では最も長い建物で、その柱の間取りからみても雑倉であろう。

2号掘立柱建物

北群中央に位置する東西棟でE—4°—Sと軸線の方向は1号と全く同じである。1×3間の建物で、桁側の柱間も1.95m等間である。

柱穴中に石を納めたものもあり、柱穴もしっかりしている。本群中では最も整った建物で、主屋的性格を有するものであろう。

3号掘立柱建物

2号と一部重複する建物である。主軸の方位はE—7°—Wと群中では異質である。規模は2×2間か2×3間か決しがたいが、東妻側の柱穴が軸線からズレることからすれば2×2間のものとみる方が妥当であろう。柱間も不定で、雑合的な色彩が濃い。

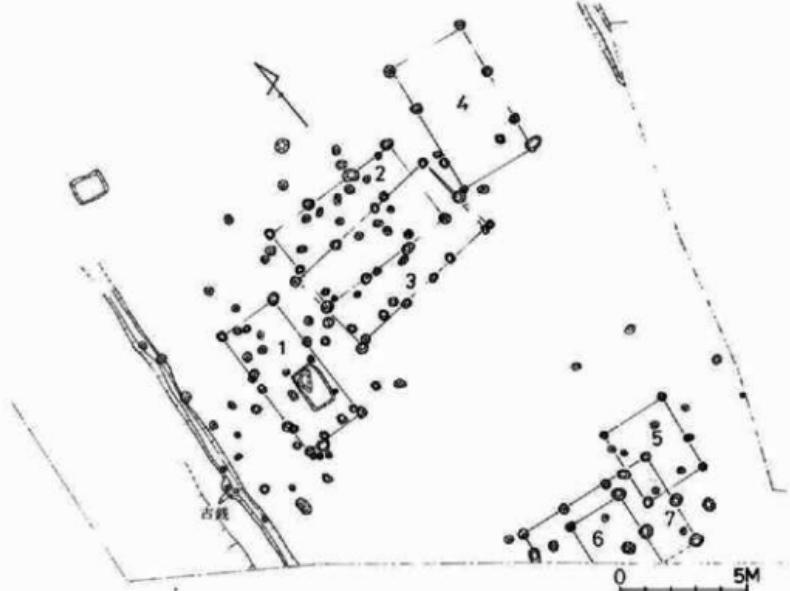
柱穴の状態からすれば2号掘立に先行するものとみられ、1、2、4号棟は2号掘立後建てられた可能性が強いものと考えられる。

4号掘立柱建物

北群の東端に位置する南北棟で1×3間の規模をもつ。主軸方位はN—4°—Eで1、2号とセット関係をもつものであることが位置関係から推定される。桁側の柱間は1.2—2.1—2.1と4—7—7尺の変則である。柱通りもよくなく、雑合的性格を有するものであろう。

5号掘立柱建物

南群の東北部に検出された1×2間の南北棟。主軸方位はN—7°—Eで他と大きく異なって



挿図6 下之城掘立柱建物群全体図

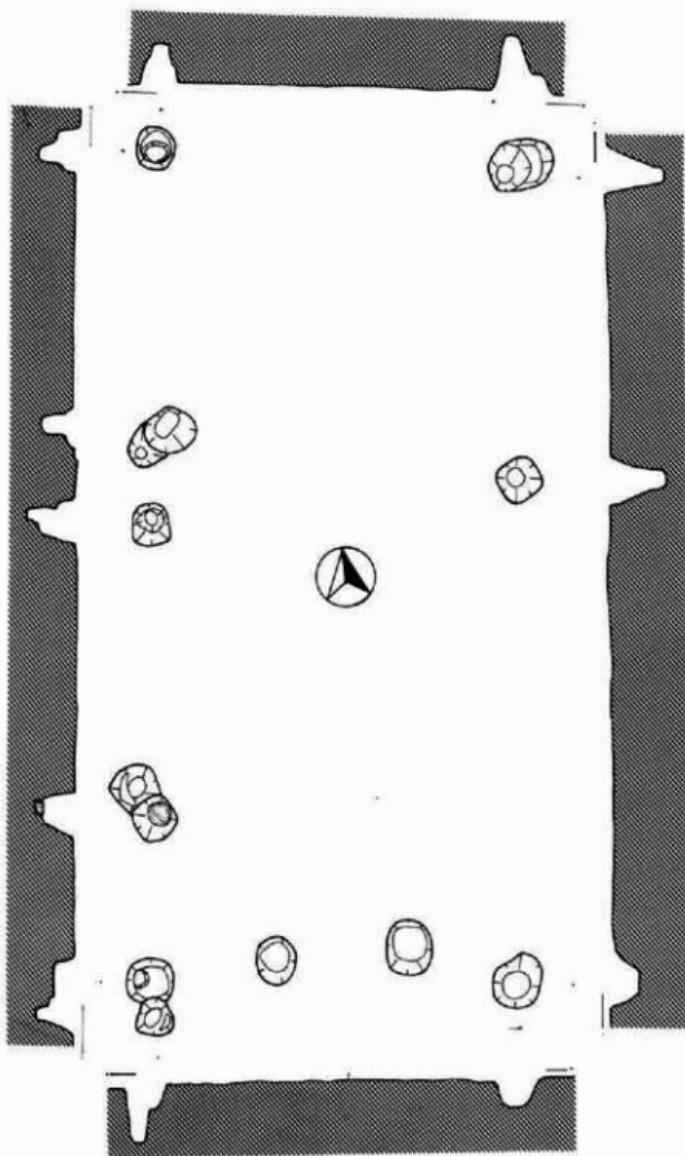


插图 7 1号掘立柱建筑

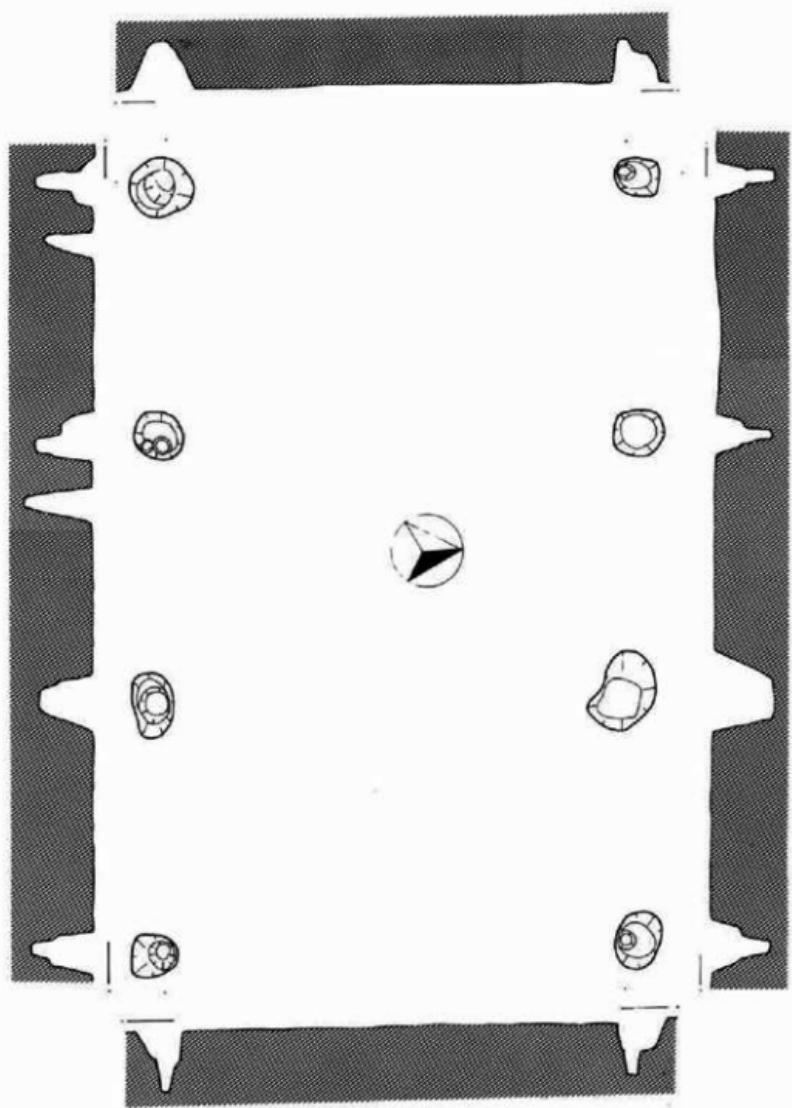


图8 2号竖立柱建物

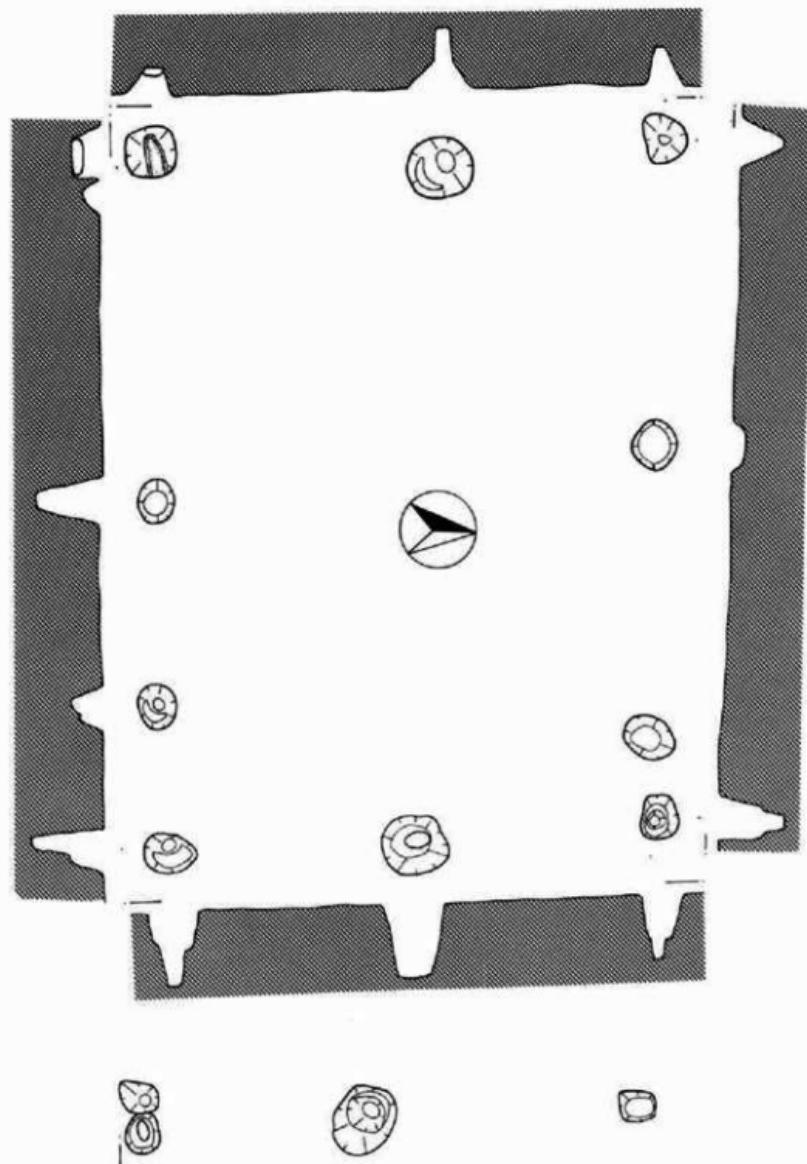


插图9 3号据立柱建物

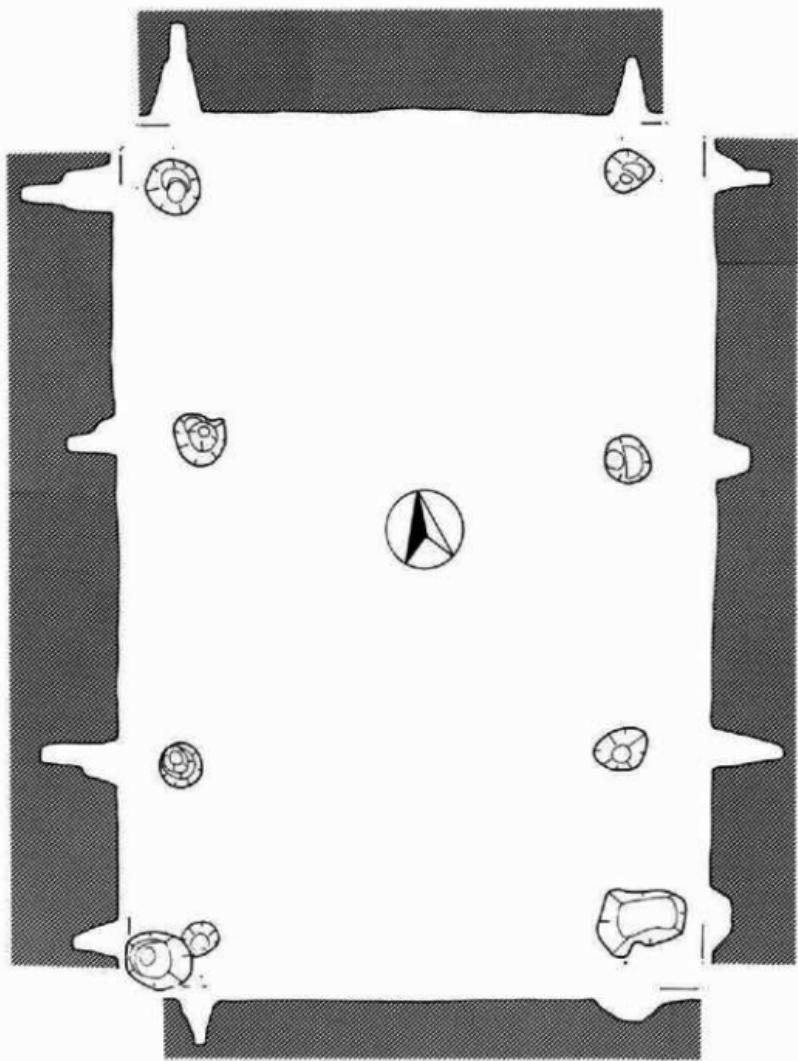


插图10 4号据立柱建物

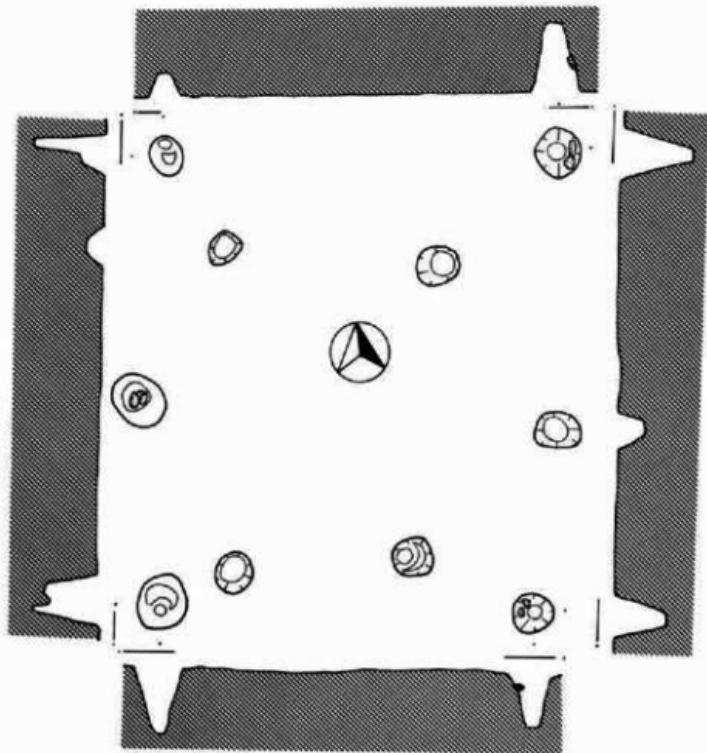


插图11 5号掘立柱建物

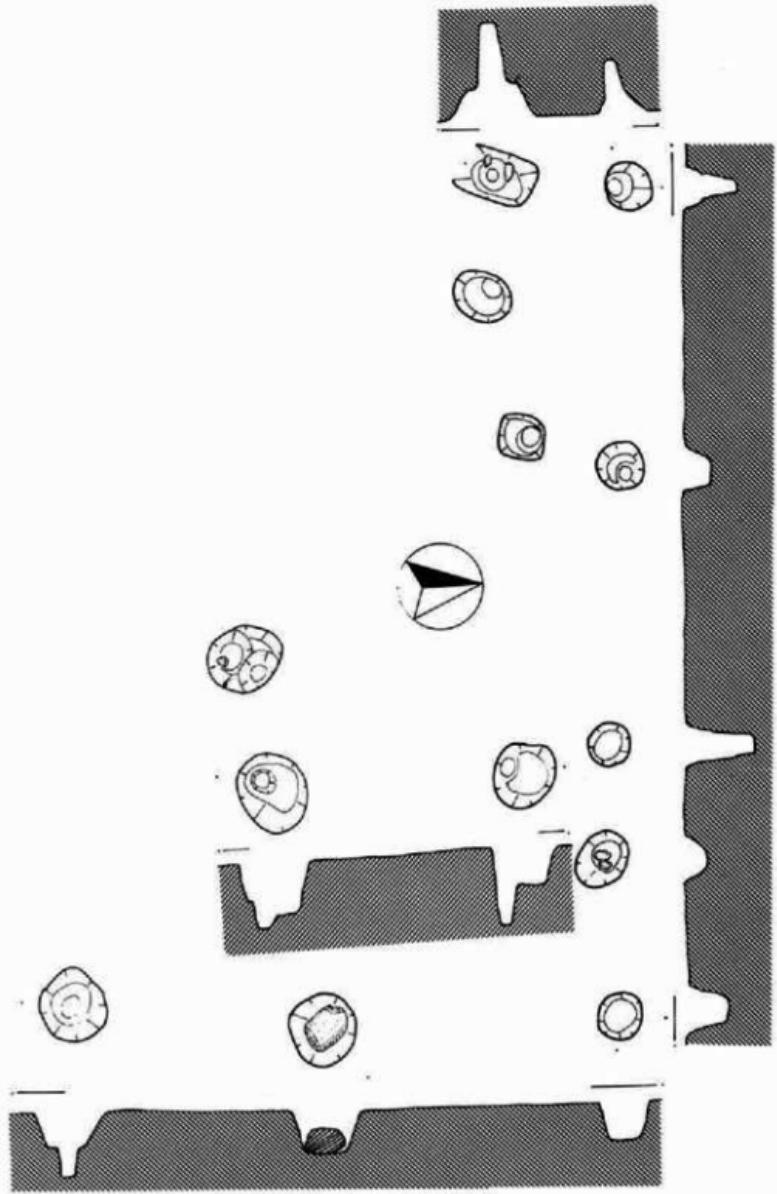


插图12 6·7号掘立柱建物

下之城掘立柱建物群一覧

No	棟方向規模	主軸方位	規 模		柱 間 寸 法		備 考
			桁 行	梁 行	桁 行	梁 行	
1	N-S 1×3間	N-4°-W	5.7m 19尺	2.4m 8尺	1.80-2.70-1.20m 6-9-4尺	2.40m 8尺	
2	E-W 1×3間	N-4°-E	5.85m 19.5尺	3.5m 11.6尺	1.95-1.95-1.95m 6.5尺	3.5m 11.7尺	
3	E-W 2×2間	N-7°-W	4.8m 16尺+?	3.6m 12尺	2.4-2.4-? 8-8尺	150-210m 5-7尺	
4	N-S 1×3間	N-4°-E	5.4m 18尺	3.3m 11尺	120-210-210m 4-7-7尺	3.3m 11尺	
5	N-S 1×1間	N-7°-E	3.15m 10.5尺	2.7m 9尺	3.15m 10.5尺	2.7m 9尺	
6	N-S 1×?間	N-S	1.80×? m 6尺	2.25m 7.5尺	1.80m 6尺	1.90m 6尺	重複
7	E-W 2×3間	N-1°-W	5.70m 19尺	3.75m 12.5尺	180m 6尺	180-185-195m 6-6.5-6.5尺	

いる。桁側の中央間柱がやや外に飛び出す特異なもので、一部のビットには石を埋めている。床束状のビットも認められ、倉庫風のものも推定できる。

6、7号掘立柱建物

6、7号が別の掘立であるか、同一の建物の内部構造とかむものか、全域の発掘を終っていないので不明確である。

6号としたものは1×2+a間で主軸方位はN-Sと正確に南北線にのる。妻側1間は2.25m(7.5尺)、桁側は1.80m(6尺)等間であろう。ビットに石を据えたものもある。

7号掘立は2×3間の東石棟で主軸方位はN-1°-Wである。妻側は12.5尺を二分し、桁側は1.80、1.95、1.95mとやや変則である。

二群の建物配置は建物の走向がほぼ同様で、建物のズレ具合も類似している。この建物は3棟内外で1ブロックを形成していたとみられ、館址中における建物配置、性格を考える上で一つの資料を提供している。

溝

St No186地点を東西に走る溝は城館址に関連するものとみられるものである。その根据は、水田址上層にみられる浅間山を給源とする軽石層(1108年、B軽石層)の純堆積層を欠くことである。

この溝の埋土をみると掘立独得の水成堆積によるノロ状の泥が数層にわたり砂砾と交互に含まれる。このことは、これが湛水場であった可能性を示す。

溝の規模は上巾4m、下巾1.1m、深さ1.4m内外を示し、断面の形状は「～」で、一旦肩部に段を有している。

溝の走向はほぼ東西を示し、先に存在した条里区画の影響を受けたものであることは明らか



図13 溝断面実測図

である。

この溝中からは特に中世陶器を多量に出土し、鉢、擂鉢、土鍋、内耳土器、皿等がめだつ。ほとんどが日常器で、前述の掘立柱建物群からの出土遺物が少ないと比べ対象的で、建物群の隣接と合わせると、その年代決定の一つの根拠を示している。

下之城条里遺構出土遺物

地 点	土 器 類	そ の 他
掘立柱建物群 城 壇 大 溝	内耳鍋、カメ、須恵系カメ、常滑カメ、古銭（2枚） 布目瓦片須恵器、灰釉（B、P上層） スラッグ、高环（石田川式）、内耳鍋	板、桃核、竹 ドングリ、栗、馬骨
9 C、D、20G、II層	高台塊高台部	
9 I - 7 G、III層	环（鬼高II期）	
9 E、G、16、I層	石田川式土器片天目	
10B - 9、水田面	石田川式土器カメ	
10B - 2、I層	高环脚、カメ（石田川）	
10B - 9、B P上	青磁片	

(5) 出土遺物

今回の調査で出土した遺物は溝からのものを除くと僅少である。

古 銭

掘立柱建物群西溝の長方形土塙内から2枚の出土をみた。

No	銘名	铸造年代	字順	法量(cm)		備考
				径	孔径	
1	開元通宝	唐 713~742	十	2.3	0.7	
2	皇宋通宝	(宋)1049~1053	十	2.3	0.8	摩耗、鏽

これらは土塙から出土しているところからみると死者と共に埋納された可能性が考えられる。

陶器

掘立柱建物群周辺の陶器（出土遺物I）

- 1) 鉢、瀬戸系の素焼土器、口縁端部はカマボコ状を呈し、ヘラで弱くおさえる。体部は輪積み痕をのこすが入念なナデが内外面とも施されている。胎土に砂粒を含むが焼成は良い。内面にやや煤が付着している。口径33.5cm
- 2) 深鉢、瀬戸焼、口縁端部断面は方形で端部外面におさえの痕跡がある。器表はヘラで研磨され滑沢、内面はナデ整形。色調は外面黒褐色、内面灰色、口径24.1cm
- 3) 土鍋、口縁と体部が弱く折れ曲がる深手の鍋とみられる。口縁端部は断面方形で使用のための擦痕がみられる。胎土は細砂を含むが良好、色調は灰色で焼成も堅緻である。口径23.4cm
- 4) 鉢（底部）
瓦器様の焼成で底部ヘラ削り、二次焼成を受けて赤褐色化している。ロクロ痕をのこす。灰色、底径18.3cm

5) 土師質碗

胎土に砂粒を多量に含む。体部が一旦急角度に立ち、口縁部が内側気味に立つ。端部は両側からそぐ、内外面とも横ナデ、褐色、口径13.4cm

6) 斜口縁部

所謂「S」字口縁の脚付壺の口縁部。「S」部は立ち上がりが急で古式をのこす。胎土、焼成とも良好だが、ローリングしていく角がとれている。口径10.6cm

7) 5とはほぼ類似のものとみられるが口縁部のみで全体の形状は不明、胎土、焼成、色調等も同巧、口径18.5cm

その他の遺物

掘立柱群周辺からは常滑のかめ底部、体部破片等が出土している。

大溝出土遺物（出土遺物II）

St No186地点を通る大溝覆土中からは比較的多量の土器、陶器、自然遺物等が出土したが、多くは小片で全体をつかめるようなものは少ない。

1) 高环脚（土師）

脚と坏部の接合部の小片である。胎土、焼成とも良好で外面はタテ方向へラ研磨。脚内面は「しばり」の痕跡がのこる。ローリングしているが、石田川期のものであろう。

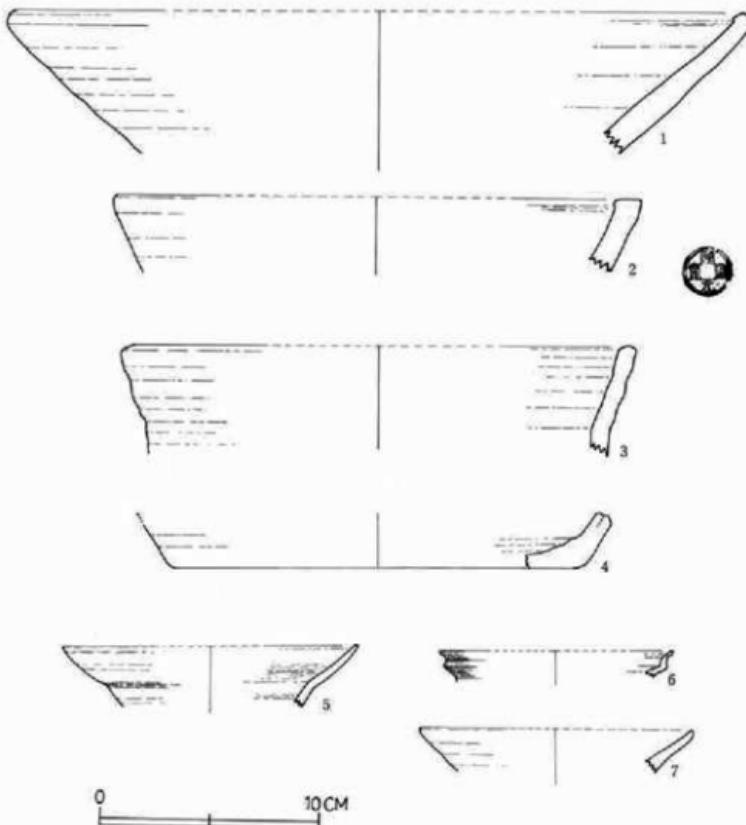
2) 烧（須恵）

底部を欠くが体部はほぼ全容が推察できる。胎土に多少砂を含むが概して良好灰白色整形は内外面とも横ナデ、外面にロクロ痕をのこす。口径12cm。

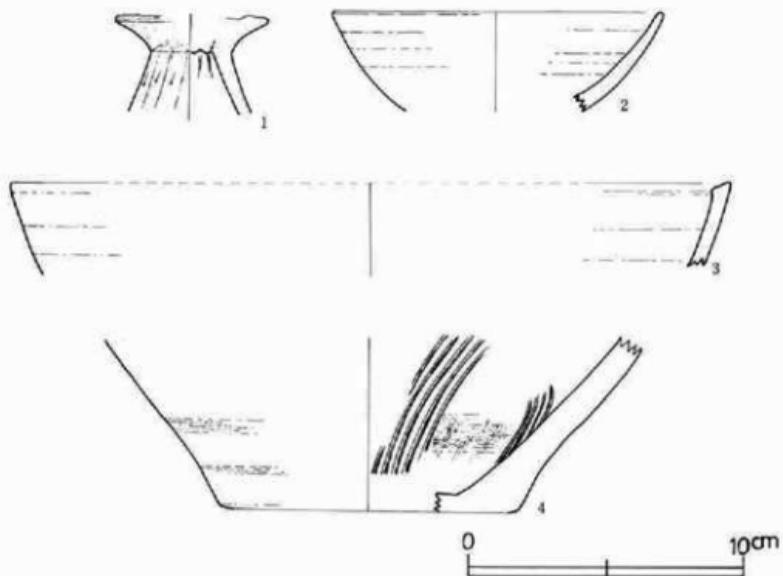
3) 土鍋（口縁）

瓦器様の焼きで暗灰色。胎土に灰雜物が少ない。焼成もよく堅緻。口縁端部はヘラで抑えているため、断面角形。整形は内外面とも横ナデで輪積み痕をのこす。口径24cm

4) 楼鉢（底部）



擲図14 出土遺物 I



挿図15 出土遺物 II

底部から直線的に開く鉢型で、片口を付すものとみられる。条線は5条単位とみられ、上から下方向に放射状に刻む。小嘴を胎土に含む。輪積み痕をのこすが、器内外面をていねいにならべる焼成は埴燒きで内面黒色、外面幼黒色。底部はヘラ削り、内面に使用痕がのくる。推定底径10.7cm。

その他遺物

溝中から出土したものの次のものがある。

- 自然遺物……桃核、ドングリ、栗、松、ナラの枝、竹
- 加工遺物……檜板
- 動物遺骸……馬骨（歯）

(6) 下之城遺跡の時期

下之城遺跡の調査内容について述べてきたが、その性格に二つのものが含まれることが判明した。一つは条里区画にあてはまる水田址であり、もう一つは下之城址の一部とみられる濠および掘立柱建物群である。ここでは、その二つについて時期的な考察にふれてみたい。

条里遺構の時期

下之城遺跡の水田址については条里区割の可能性を指摘した。これは大畦畔・溝等により区

画された単位がほぼ1町の大区画に該当し、その中の小畦畔・溝による小区画もほぼ大区画の規制下にあるとみられること、現況の中に条里区画を想定できることなどによる。しかし、この水田址からは時期の決め手となる遺物は出土していない。

ただ、水田面に密着して土師器石田川式土器S字口縁脚付カメ、が出土している程度である。しかし、これとて、直接この水田面が開かれた時期を示すか疑問である。偶然の混入を危惧するからである。

一方、下限については自然現象による基準が明白である。即ち、浅間給源によるB軽石層が水田面を覆うからである。この軽石層は從来の研究で天仁元（1108）年浅間山噴火によるものと考えられているものである。

しかも、この軽石降下により水田耕作が中断されたとみられる状態が判明した。このことは、この水田が1108年までは確實に耕作されていた事実をも示している。事実、水田面に耕作痕がのこっている。

条里制の起源については從来、地割そのものは既に古墳時代にあり、条里制そのものは大化改新以降の8世紀に從来の慣習を整備、統合して成文化したものとする見解も一部にある。しかし、その起源については明確な結論は出ていない。

下之城遺跡における水田の開拓は古墳時代前期までさかのばることは、周辺の水田址からも充分推察される。しかし、条里区画についてはその始期は限定できない。

そこで、幕下の既に調査された水田址についてふれておきたい。それを表示すれば次のようである。

群馬県下の水田址調査例

遺跡名	所在	時代			備考
		弥生	古墳	平安	
日高	高崎市日高町	○		○	
熊野堂	高崎市大八木町	○	○		
新保	高崎市新保町	○	○		
同道	群馬郡群馬町井出	○	○	○	4面
浜川芦田貝戸	高崎市浜川町芦田貝戸	○		○?	
下之城条里	高崎市下之城町村東			○	
上測名	佐波郡境町上測名			○	
宮田	勢多郡赤城村宮田		○		
小八木	高崎市小八木町	○			
大八木	高崎市大八木町			○	

これらの年代推定は、鍵層である火山噴出物層との対比でなされたものである。

鍵層	層 順	年 代	遺 跡 名
A		(1783年)	
B		(1108年)	
FP		(6C後半)	日高、同道、芦田貝戸、下之城、上潤名、大八木
FA		(6C前半)	同道、宮田
C		(4C中葉)	熊野堂、同道、新保
			日高、熊野堂、新保、同道、芦田貝戸、小八木

これでみても、弥生時代から水田が開かれていることは明らかで、それぞれの水田は景観を異にしている。特にB軽石層下の水田とFP層下の水田の相違は一筆の水田の区画の大きさと主軸方位についてである。

まず、一筆地割については古墳時代のものが平均5m²と小規模なのに比べ、平安期のものは150m²内外のものが多い。また、主軸方位については古墳時代のものがバラツキがあるのに比べ、平安時代のものは磁北から10°内外の範囲に集中する傾向がある。それを表示すると次のようである。

水田址の比較

遺跡名	古 墳 時 代			平 安 時 代			軸線方位	
	水田規模(m ²)			軸線方位	水田規模(m ²)			
	最 大	最 小	平 均		最 大	最 小	平 均	
同 道	4.4×1.8 7.92	1.7×1.0 1.7	3.45	N-2°-W	363.8	38.1	約100	N-S
宮 田			2.05×2.45 5.0	N-35°-E				
熊野堂	2.3×3.5 8.05	1.5×2.0 3.0	5.0	N-20°-E				
新 保	2.8×2.0 5.6	1.6×1.8 2.88	約5.0	N-46°-E				
日 高					14×23 322	4×5 20	約10.0	N-2°-W
芦田貝戸					?	?	?	N-7°-E ?

上湖名				11.3×10.7 121	9.2×4.5 41.4		N-8°-W
大八木				10×22 220	5.0	約150	N-S
下之城				?	?	?	N-6°-E

古墳時代の水田についてはその一筆の区画規模が極端に小さいこと、主軸方位が区々である点が確認された。前者については、現在それぞれの調査結果について検討途上にあるが単なる用水の水持ちのみの問題とは考えられない。成果を期待したい。

主軸方位については、地形とのかかわりの中で決められるためのバラツキであろう。

平安時代の方位については集中する傾向が明らかである。このことは平安時代における水田が一応、田制の規制下にあったことを物語るものであろう。特に同道、大八木、下之城遺跡のように条里水田と見做されるものについては、地形的なものとともに田制からくる規制が強かったものと考えられる。

次に軸線の方向については、地磁気の変化が注目される。その内、偏角についてみると関東地方の変化曲線に合せて考えてみると、現在の磁北からみて西暦500年から1000年にかけて西偏度が高くなる傾向が指摘される。

これでみると前掲表でいえば芦田貝戸、上湖名、下之城は古期に属し、同道、日高、大八木は1000年に近い時点の磁北と共通することになる。更に下之条における中央部の条里に比べ西側のそれは新しく、北および東側の方位の異なる線はB輕石降下以降の偏角と共通する要素をもつ。

しかし、下之城条里の開かれた時期は確定しがたく、上限はS字状口縁壁が水田面に密着していたことで、それ以降とみられ、磁北との関連でみれば一応700年前後の数値と合致するといえるが、確証はない。ここでは、その開かれた時期は律令期のものとみる以外決め手はない。

中世関係遺構の時期

遺構は溝および掘立柱建物群、土塙、井戸等である。これらは検出地点からみて從来、下之城址とみられてきたものの一部であることは疑いを容れない。

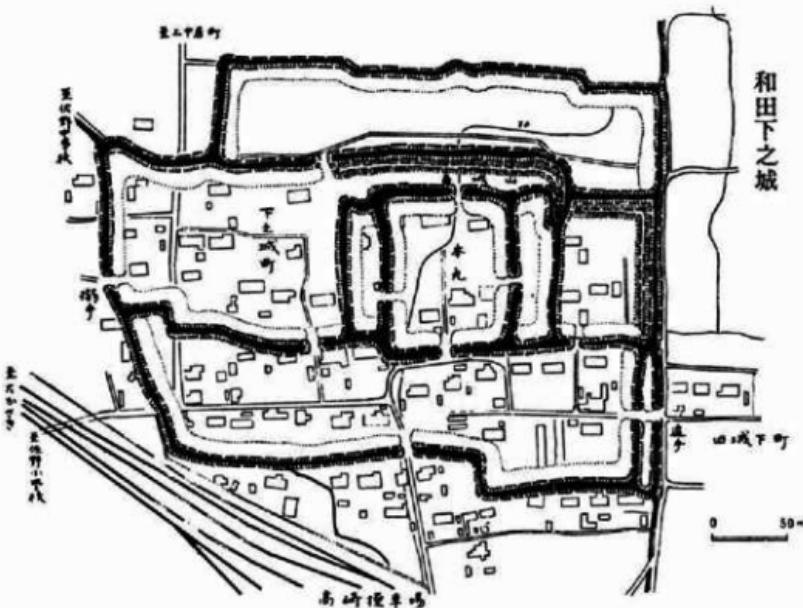
溝は断面ロート状を呈し、上巾4m、下巾1.1m、深さ1.4mほどで城址に附屬する溝としては小規模の類に属する。しかし、その走向、位置からみて、下之城址の一部としてまちがいなかろう。

また掘立柱建物は2群とも、ほぼ同様な配置をとり、溝走向とも棟方向が合致することから一致のものとしてとらえられよう。これら建物群の柱穴は柱通りが対応しないものもあり、妻側が1間のものもある。城址の東北隅部に当ることから考えて、雜舎が集中していた可能性がある。

遺物からみるとほとんどが室町時代末期の様相をみせているが、年代を確定するようなものは含んでいない。

近年、この種遺構の調査例が急激に増加しつつあるが、それらについての報告がほとんどなされていない現状で、まして時期決定等もかなり巾をもたせているのが実情である。

こうした中にあって、下之城址は「群馬県古城址の研究」によれば、その図及び背景が書かれている。即ち、「永禄11（1568）年、和田業繁が弟正盛のために築き、天正18（1590）年、



插図16 下之城城址

小田原落城と共に廢城、22年の命脈を保っただけとされているが、正盛の叔父兵部信勝も下之城主であったと言うので、より古くからこの城は存在したのかも知れない。』とある。

これに従えば、城址は16世紀後半に充てられることになり、それ以前を想定しても一応16世紀のものとみることができる。遺物の面からみてもこの年代にそこはないと思われるから、ここでは一応この説をとる。類例の研究にまちたい。

IV まとめ

以上、下之城条里遺構について限られた調査の結果から推定的にいくつかの所見をのべてきた。それは推定の上に推定を重ねる形になった点も否めない。

しかし、その中でもいくつかの事実を指摘した。条里遺構については、

- 1) 現況で推定される範囲はほぼ3×4里の範囲に及ぶこと。
 - 2) 方格はほぼ1町区画に区画され、西限は溝をもって画していること。
 - 3) 坪内の区割りは、長地型を主としているとみられるが半折型も混在したと思われること。
 - 4) 条里内の河川の氾濫により条里が分断されていること。
 - 5) 条里区画から古墳は意図的にはずしたらしいこと。
 - 6) 時期は不明だが地磁気偏角からみると、律令期の開さくとみられること。
- 等を述べた。

また、条里遺構中に築かれた下之城址については、

- 1) 条里の区割の規制を受けて企画されたとみられること
 - 2) 従来、城址の範囲とみられたところより区画が北に伸びるらしいこと。
 - 3) 振立柱建物群のあり方、出土遺物等から16世紀ごろの遺構とみられること。
 - 4) 振立柱建物群は城域の東南隅部に当るとみられ、雄舎的色彩が強いこと。
- 等を指摘した。

しかし、これらは限られた調査の内の所見であり、まして県下の調査例についても報告がみられない時点での所見であると考えると、将来、多くの修正を迫られるものであろうと思われる。

今後、類例の増加をまって、他日改めてこうした問題が提起されることは間違いない。その一資料として、本報告書が活用されれば調査者として望外の喜びである。

最後に、本調査に便宜を図られた建設省高崎工事事務所はじめ関係機関、直接調査に当られた関係各位に対し深く敬意を表する。



下之城条里景觀



発掘風景



下之城 9-B-2 G H d 断面



1 ライン 2 区畦交点 (西より)



2区 畦交点拡大



3区 B軽石堆積水路



7区 溝（西より）



2区 1ライン 耕作痕



8区 城跡、堀あと（東から）



8区 城跡、堀あとセクション



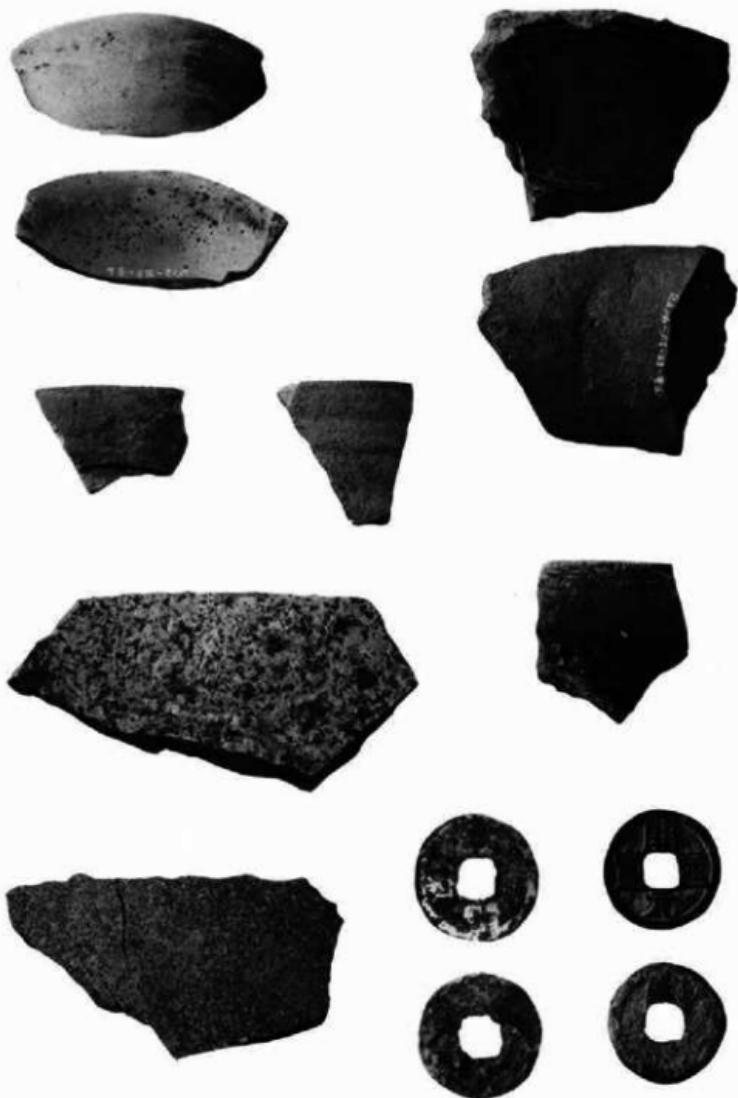
6区 堀立柱建物群



6区 井戸跡



遺物 I



遺物 II

下之城条里遺構の調査

昭和56年3月25日 印刷
昭和56年3月30日 発行

発行 群馬県埋蔵文化財調査事業団
群馬県勢多郡北橘村下箱8784-2

印刷 朝日印刷工業株式会社
